別表第三予備検査合格証明書の交付の項中「1,500円」を「1,550円」に改め、予備検査合格証明書の再交付の項中「2,950円」を「3,100円」に改める。

別表第三の二予備検査合格証明書の交付の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、予備検査合格証明書の再交付の項中「2,750円」を「2,850円」に改める。

第五条　海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正）

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一（第三条、第二十九条関係）を次のように改める。

	型式承認	検定
油水分離器	二二四、四〇〇円	一個につき　一四、三〇〇円
標準排出連結具　ビルジ等排出防止設備のもの	三一、六〇〇円	一個につき　四三〇円
標準排出連結具　ふん尿等排出防止設備のもの	三一、六〇〇円	一個につき　四三〇円
ビルジ用濃度監視装置	三〇五、九〇〇円	一個につき　一四、三〇〇円
油分濃度計	三七六、八〇〇円	一個につき　二三、四〇〇円
バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	一八八、二〇〇円	一個につき　一〇、八〇〇円
流量計	一五二、〇〇〇円	一個につき　一〇、八〇〇円
船速計	一五二、〇〇〇円	一個につき　一〇、八〇〇円
バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	二六一、七〇〇円	一個につき　一九、九〇〇円
油水境界面検出器	一八五、六〇〇円	一個につき　一二、六〇〇円
洗浄機	八九、二〇〇円	一個につき　七、一〇〇円
通風機	一一五、八〇〇円	一個につき　一、九五〇円
ふん尿等浄化装置	二四八、四〇〇円	一個につき　一一、八〇〇円
ふん尿等処理装置	二三七、七〇〇円	一個につき　一〇、七〇〇円
液面計測装置	七〇、五〇〇円	一個につき　八五〇円
圧力計測装置	九〇、七〇〇円	一個につき　一、七〇〇円
高位液面警報装置	一〇六、七〇〇円	一個につき　二、一五〇円
通気装置	六二、五〇〇円	一個につき　八五〇円
船舶発生油等焼却設備	二四四、六〇〇円	一個につき　二五、八〇〇円
第八条第一項の規定による承認	一件につき	九、三〇〇円
第十五条第二項の規定による検定合格証明書の交付	一通につき	一、五五〇円
第十五条第三項の規定による検定合格証明書の再交付	一通につき	三、一〇〇円

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二（第二十九条関係）

	型式承認	検定
油水分離器	二二四、二〇〇円	一個につき　一四、二〇〇円
標準排出連結具　ビルジ等排出防止設備のもの	三一、四〇〇円	一個につき　四二〇円
標準排出連結具　ふん尿等排出防止設備のもの	三一、四〇〇円	一個につき　四二〇円
ビルジ用濃度監視装置	三〇五、七〇〇円	一個につき　一四、二〇〇円
油分濃度計	三七六、六〇〇円	一個につき　二三、二〇〇円
バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	一八八、〇〇〇円	一個につき　一〇、七〇〇円
流量計	一五一、九〇〇円	一個につき　一〇、七〇〇円
船速計	一五一、九〇〇円	一個につき　一〇、七〇〇円
バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	二六一、五〇〇円	一個につき　一九、七〇〇円
油水境界面検出器	一八五、四〇〇円	一個につき　一二、五〇〇円
洗浄機	八九、〇〇〇円	一個につき　七、〇〇〇円
通風機	一一五、六〇〇円	一個につき　一、九〇〇円
ふん尿等浄化装置	二四八、二〇〇円	一個につき　一一、七〇〇円
ふん尿等処理装置	二三七、六〇〇円	一個につき　一〇、六〇〇円
液面計測装置	七〇、三〇〇円	一個につき　八四〇円
圧力計測装置	九〇、五〇〇円	一個につき　一、六五〇円
高位液面警報装置	一〇六、五〇〇円	一個につき　二、一〇〇円
通気装置	六二、三〇〇円	一個につき　八四〇円
船舶発生油等焼却設備	二四四、四〇〇円	一個につき　二五、六〇〇円
第八条第一項の規定による承認	一件につき	九、一〇〇円
第十五条第二項の規定による検定合格証明書の交付	一通につき	一、三五〇円
第十五条第三項の規定による検定合格証明書の再交付	一通につき	二、八五〇円

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。